

産業見本市会館サンフェスタ・卸町会館
防災マニュアル

令和4年1月策定

協同組合仙台卸商センター

目次

1. 目的	・・・1
2. 基本方針	・・・1
3. 災害対策本部及び緊急時連絡先	・・・1
4. 災害の備え	・・・2
5. 災害等発生時の対応	・・・3
【別紙】 サンフェスタ及び卸町会館避難動線	・・・6

1. 目的

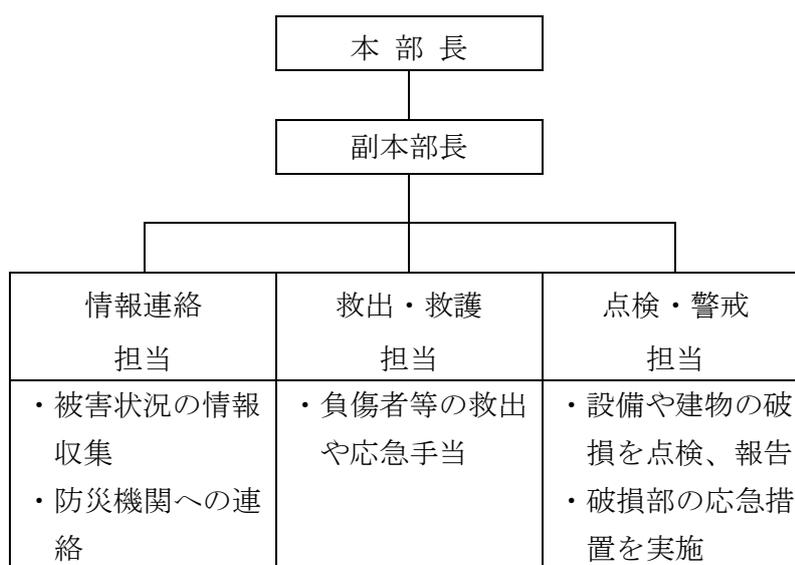
本マニュアルは、当館における防災対策に必要な事項を示し、災害が発生した場合及び災害の発生が予想される場合の行動指針を示すことにより、当館職員及び利用者の安全を確保するとともに、災害による混乱の防止、発生後の被害軽減を図ることを目的とする。

2. 基本方針

- (1) 当館職員及び利用者の安全を守る。
- (2) 災害時に備え、平常時より施設の防災に努める。
- (3) 災害時は、速やかに被害状況の細やかな報告や対応を行い、施設運営を安全に実施する。

3. 災害対策本部及び緊急時連絡先

【災害対策本部】



【緊急時連絡先】

被害箇所	企業名	緊急連絡先
エレベーター(サンフェスタ)	日本オチス・エレベーター(株)	0120-324-365
エレベーター(御町会館)	(株)日立ビルシステム	0120-377-820
消防	若林消防署	022-282-0119
警察	若林警察署	022-390-7171

4. 災害の備え

① 施設の防災対策

(1) 防火対策

(Ⅰ) 出火、延焼の防止

- ・薬品、可燃性のある物は、火気がなく、落下の危険がない場所に保管する

(Ⅱ) 消火設備

- ・自動火災報知設備を点検、更新する
- ・消火器、スプリンクラー設備等の設置、設置場所と有効期限を確認する

(Ⅲ) ガス漏れ対策

- ・ガス供給元栓の場所を確認する

(2) 備品等に対する対策

(Ⅰ) 棚やロッカー等を金具等で固定する

(Ⅱ) 天井からの落下物対策として、照明器具やスピーカー等の取り付け状態を点検し、鎖等で補強する

(Ⅲ) 廊下、階段、出入口は、転倒して避難の妨げとなる不必要な備品を置かない

(3) 敷地内の対策

(Ⅰ) 屋根、外壁、塀等の剥離、亀裂の状態を点検し、補強する

(Ⅱ) 看板の落下、転倒の防止、危険物の補強、除去等を行う

(Ⅲ) 排水溝のごみや泥を取り除き、排水を点検する

(Ⅳ) 重要設備のかさ上げ工事を実施する

② 避難計画の策定

(1) 避難経路

不測の事態に備えて、複数の避難動線を想定し、避難動線上の危険箇所を把握しておく。また、災害発生時には、迅速に避難を行えるように、図面も用いて避難動線を確認する（別紙参照）。

(2) 避難場所（予測される災害によって、避難場所を定める）

(Ⅰ) 施設内

- ・床上浸水・・・サンフェスタ及び卸町会館 2階フロア以上
- ・強風被害・・・サンフェスタ 1階展示場内

(Ⅱ) 施設外

- 火災・地震発生時・・・サンフェスタ・卸町会館 平面駐車場及びサンフェスタ南側駐車場

(Ⅲ) 指定避難場所・・・東宮城野小学校

(仙台市宮城野区東宮城野 5-1)

(Ⅳ) 広域避難場所・・・宮城野原公園総合運動場

(仙台市宮城野区宮城野 2-11-6)

5. 災害等発生時の対応

当館管理事務所では、災害等発生時に備え、自衛消防組織を設置しております。迅速な避難を行うため、利用者の方には、当館自衛消防組織の指示に従い、行動してください。

① 火災が発生した場合

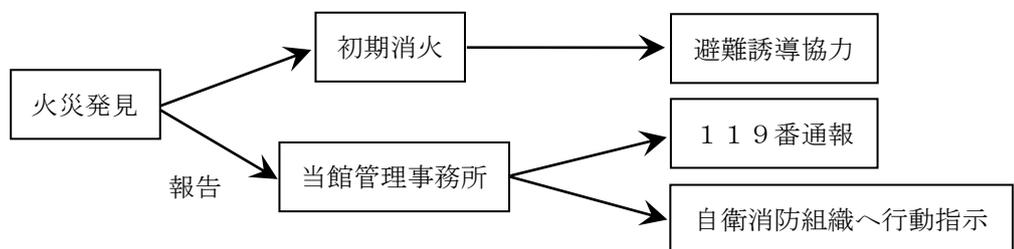
(1) 火災を発見した場合は、速やかに初期消火を行う

(2) 非常放送等による火災情報の伝達

・火災の発生状況を確認した後、非常放送等により火災情報を利用者等に伝達するとともに、避難誘導を行う

(3) 避難経路や避難場所は当マニュアル 4. ② に準じて、避難誘導を行う

(4) 主催者や出展社は、当館自衛消防組織の指示及び消防計画に従い、速やかに来場者の避難誘導に協力し、避難完了後は、当館職員に避難状況を報告する



①初期消火の実施

②非常放送等による火災情報の放送、避難誘導の指示

③避難口を確保し、避難誘導を実施

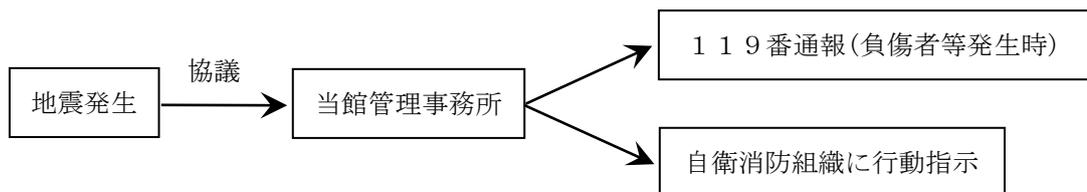
④利用者等の安否、負傷者等の確認

② 地震が発生した場合

(1) 災害対策本部体制の設置

・災害の規模や実情を把握し、自衛消防組織に行動指示を行う

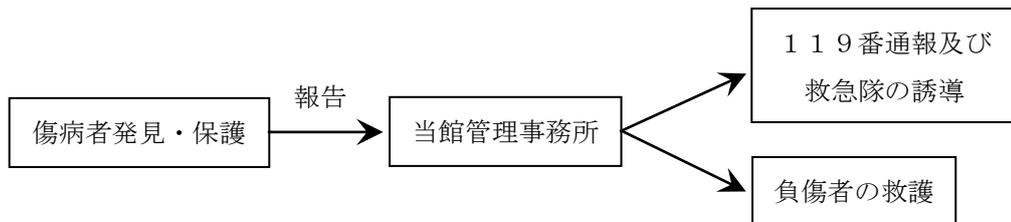
- (2) 出火防止と災害情報の適切な把握
 - ・ 出火防止と消火：直ちに火元の点検、ガス漏れの有無を確認する
出火の際には消防計画に従い消火、避難等に努める
 - ・ 地震情報の適切な把握：テレビ、ラジオ等から地震情報（震源地、震度、津波の有無、交通情報等）を収集する
- (3) 非常放送等による地震情報の伝達
 - ・ 地震が発生した場合は、主催者等と協議のうえ、施設の被害状況や地震情報等を判断し、必要に応じて非常放送、避難誘導を行う
- (4) 施設の被害状況や地震情報、災害対策本部からの指示等を踏まえ、必要に応じて利用者を当マニュアル 4.②に準じて、避難誘導を行う
- (5) エレベーター内や室内に閉じ込められていないか確認
 - ・ エレベーターの閉じ込めが無ければ、一時使用禁止の措置をとる
 - ・ エレベーター内に閉じ込められた人がいれば、日本オチス・エレベーター(株)に連絡し、消防に救出を求める
 - ・ 室内に閉じ込められた人がいれば、防災資材（バール、ハンマー等）を活用し、ドア等を開けて救出する
- (6) 利用者、職員等の安否情報及び負傷者等の確認
- (7) 負傷者等が発生した場合には、速やかにその救出、応急手当、119 番通報し、病院への移送を行うとともに、必要に応じて、関係機関等に支援要請を行う
- (8) 施設や附帯設備の被害状況の確認
 - ・ 設備の破損や危険箇所がないか確認し、安全を確保する
 - ・ 危険箇所については、立入禁止等の措置を行う



- ①災害対策本部の設置
- ②災害情報の適切な把握
- ③非常放送等による地震情報の放送及び避難誘導の指示
- ④避難口を確保し、避難誘導を実施
- ⑤エレベーターへの閉じ込め確認
- ⑥利用者等の安否・負傷者等の確認
- ⑦負傷者等の救出
- ⑧施設等への被害状況の確認

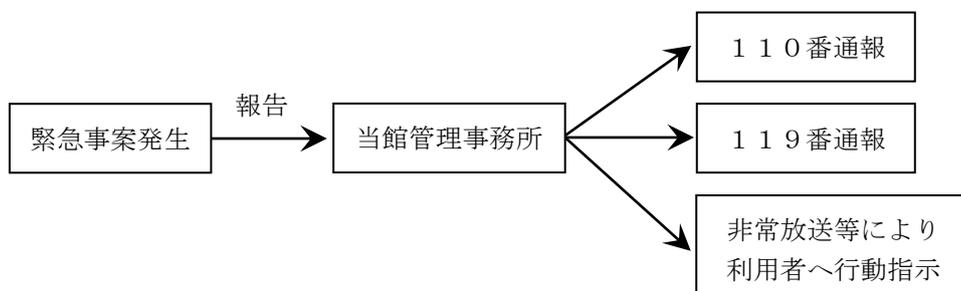
③ 傷病者が発生した場合

- (1) 傷病者を発見した場合は、速やかに保護し、当館管理事務所に報告する
- (2) 傷病者の症状は急変することがあるため、決して1人にはしない
- (3) 心臓疾患や脳出血等の症状が想定される場合は、救急隊が到着するまで動かさない
- (4) 必要に応じて、当館管理事務所に設置しているAED（自動体外除細動器）を利用する



④ その他の緊急事案が発生した場合

- (1) ①～③以外の緊急事案が発生した場合は、速やかに当館管理事務所に報告及び協議のうえ、当館管理事務所の指示に従って行動する
- (2) 必要に応じて、関係機関への連絡や利用者へ非常放送等による行動指示を行う

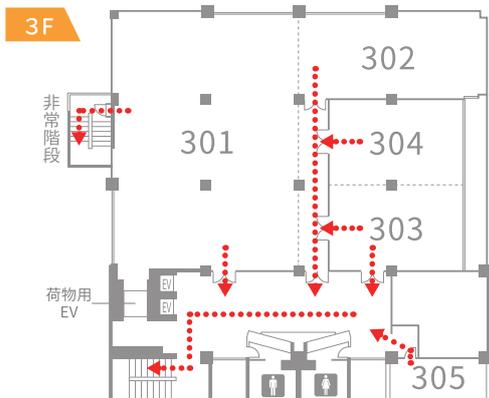


サンフェスタ 避難動線

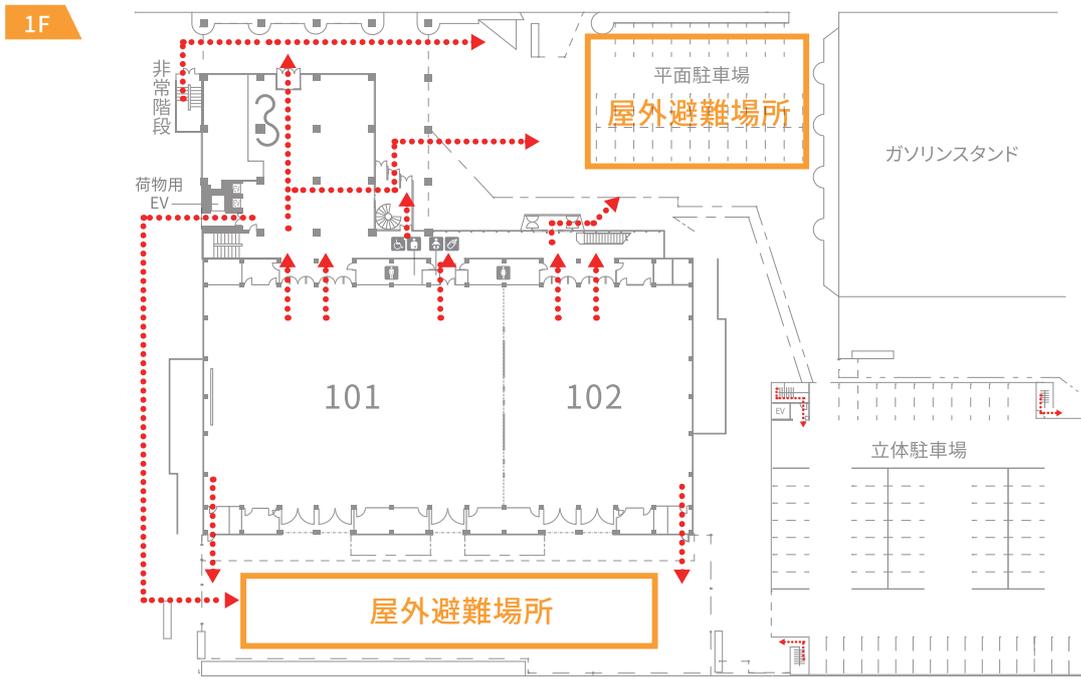
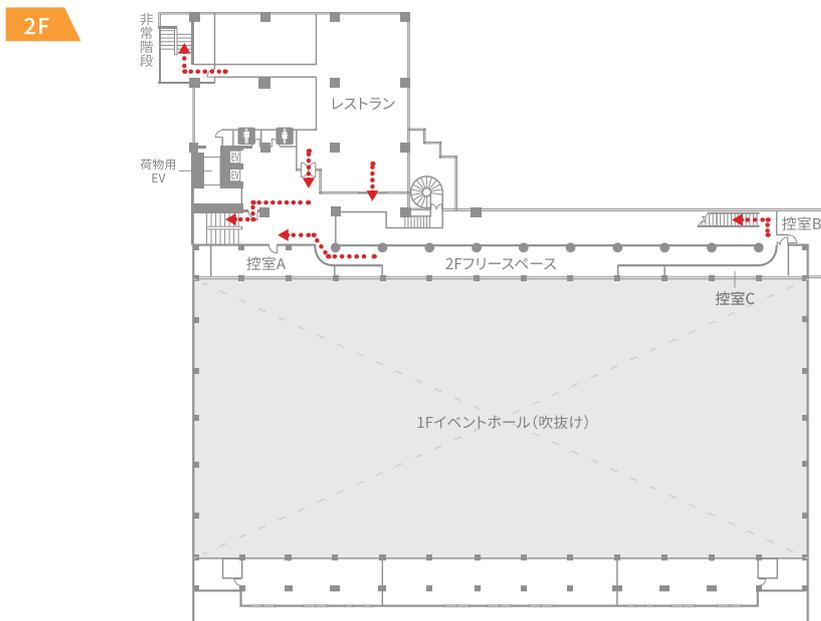


◇ 避難誘導：サンフェスタ職員、主催者

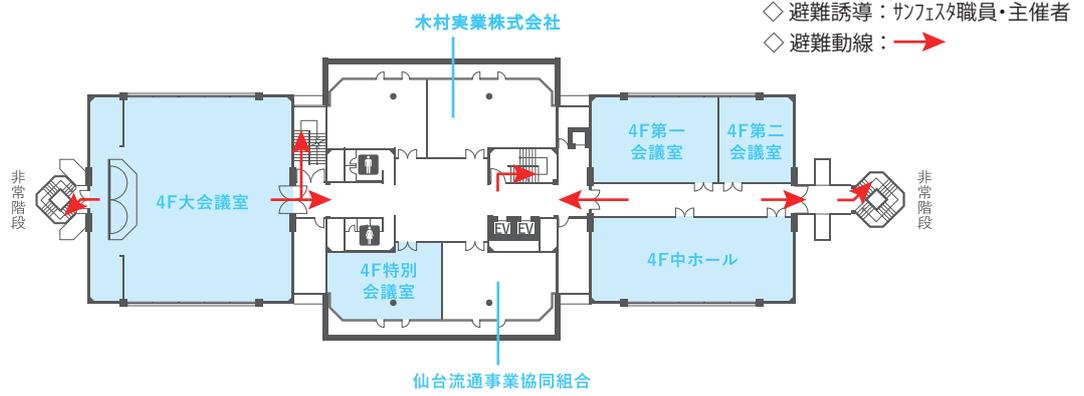
◇ 避難経路：.....▶



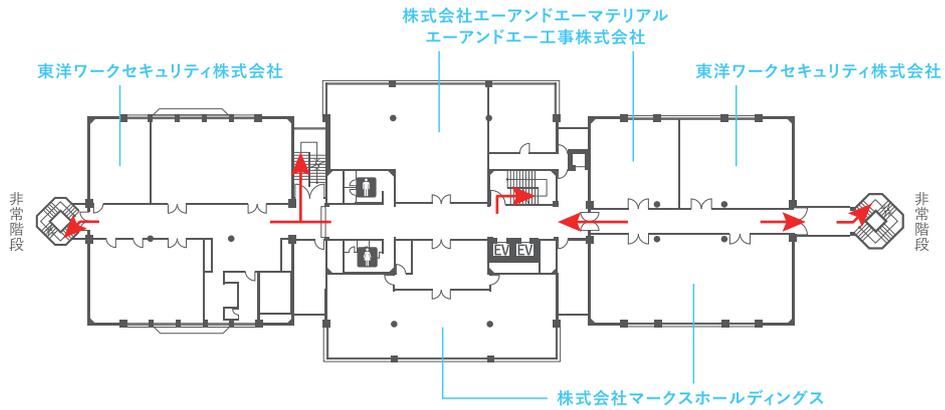
N
↑



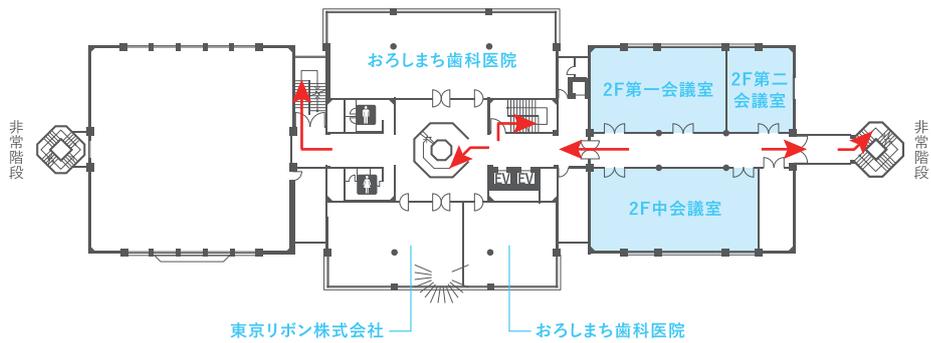
4F



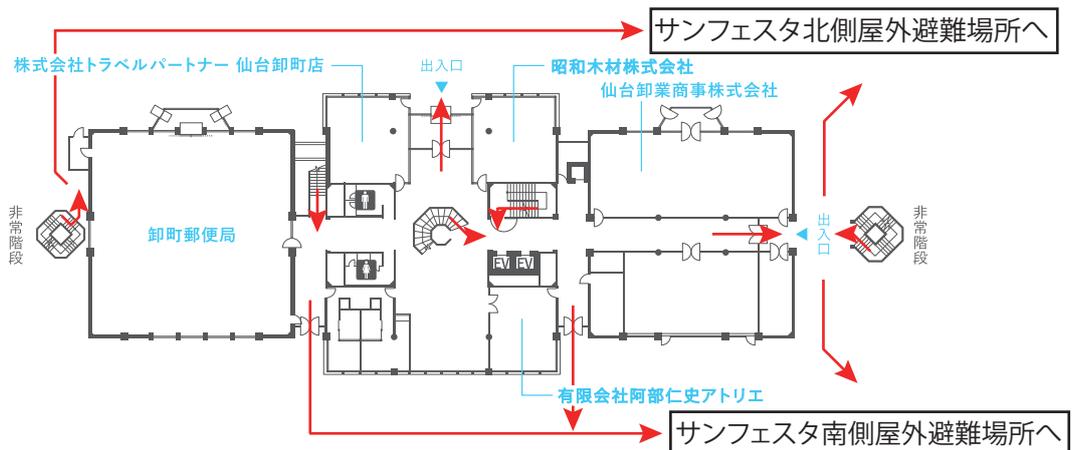
3F



2F



1F



B1F

